

## 令和2年度Microsoft CAL等ライセンス調達

No.	項目	確認事項	回答内容
1	仕様書 1-4納入期限	① 納期につきまして令和2年9月16日にてご指定頂いておりますが、 契約期間が令和2年10月1日開始との事ですので、 令和2年10月1日サービス開始を証明するエビデンスを メーカー(マイクロソフト社)より入手し納める事で 問題ないでしょうか。	仕様書3 納入物 に記載のとおり、納入期限(令和2年9月16日)までに正式なライセンス証書を納品することが困難な場合は、発注書等、受注者が販売元へ発注したことを確認できるものを納入期限までに提出してください。 また、納入物の詳細は、契約締結後に別途協議とします。 なお、正式なライセンス証書は、発行され次第速やかに提出してください。
2	仕様書 1-4納入期限	② 上記①が可の場合、 納品物はメーカー(マイクロソフト社)よりの電子メールまたは、 弊社よりの電子メールにて納品としても問題御座いませんでしょうか。	メーカーまたは貴社からの電子メールによる納品で問題ありません。
3	仕様書 1-4納入期限	③ 上記②が不可の場合、 納入場所:東日本高速道路株式会社 本社(東京都千代田区霞が関3-3-2) に 印刷の上書面を納める形で問題御座いませんでしょうか。	上記回答のとおりです。
4	仕様書 1-4納入期限	④ ライセンス証書につきまして、 メーカー(マイクロソフト社)よりの電子メールにて納品 とさせて頂いても問題御座いませんでしょうか。 それとも書面によるライセンス証書となりますでしょうか。	電子メールによる納品で問題ありません。